

# 陸別町ふるさと納税促進事業協力事業者募集要領

平成 29 年 6 月 26 日策定

## 1 目的

陸別町では、ふるさと納税制度による地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元事業者の活性化を図るため、寄附者に返礼品として商品やサービスを提供しています。

効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があり、返礼品における取扱業務全般を下記取りまとめ会社へ委託することを前提に、返礼品として商品やサービスを取扱います事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するものです。

## 2 取りまとめ会社

レッドホースコーポレーション株式会社

本社住所 東京都墨田区横網 1-10-5 KOKUGAKAN FRONT BUILDING

## 3 募集の要件

(1) 協力事業者は、次の要件に全て適合している必要があります。

(ア) 各種法令等に基づいた生産・製造・販売を行っていること。

(イ) 本社（本店）、支社（支店）事業所及び工場が町内にある企業・団体または個人業者であること。

(ウ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でない者。

(エ) 個人情報を取扱う場合、十分に配慮できること。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

## 4 募集する返礼品について

(1) 次の条件を全て満たしている返礼品を募集します。

(ア) 陸別町の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

(イ) 次のいずれかに該当していること。

1、町内で生産されたもの

2、原材料の主要な部分が町内で生産されたもの

3、町内で製造または加工の主要な部分がおこなわれたもの

4、町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これに類するもの

5、町内で提供される役務その他これに準ずるもの

(ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。

(ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。)

(エ) 取りまとめ会社が必要とする書類、画像データ等の提出が可能であること。

## (2) 返礼品の設定

寄付金額に対して、返礼品の価格は3割以内とし、かつ送料を合わせて4割以内とします。(各税込額) 寄附設定額は5千円以上、千円単位で設定可能です。

(例)

- ①税込み2,800円の返礼品を選定し、寄付設定額を10,000円とした。  
(10,000円の寄付に対して3割以内となる2,800円の品を返礼する。)
- ②当該返礼品の送料は1,600円で、返礼品価格と合わせると4,400円となり、寄付設定額(10,000円)の4割を超えてしまう。

→ ①は設定条件に合致しますが、②の送料合算額で条件を満たさないため、寄附設定額を11,000円とするか、返礼品の見直し(返礼品価格の低減等)が必要となります。

## (3) 返礼品等の代金

返礼品として登録後、寄付者より選択された場合、返礼品の代金は陸別町が負担します。

## 5 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の専門インターネットサイト「ふるさとチョイス」等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 陸別町が作成するふるさと納税パンフレットに商品及び事業者名を掲載します。

## 6 申込期間

随時受付となります。

## 7 申込方法

「陸別町ふるさと納税協力事業者エントリーシート」に必要事項を記入し、陸別町役場総務課企画財政室(電話:0156-27-2141)へ提出ください。後日、取りまとめ会社よりご連絡させていただきます。

## 8 その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容につきましては、適正な管理等に万全を期すため、取りまとめ会社が審査し陸別町が決定します。
- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に取りまとめ会社に連絡をして頂くこととなります。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について取りまとめ会社へ報告をする必要があります。

## 附則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。